

令和 7 年第 1 2 回

おい町農業委員会議事録

おい町農業委員会
(令和 7 年 1 2 月 2 5 日)

召集年月日 令和7年12月25日（木）

召集の場所 総合福祉市民センター 第2会議室

開会 令和7年12月25日 午後3時00分

閉会 令和7年12月25日 午後4時00分

出席委員（13名）

2番	森和哉	3番	早川直助	4番	吉田実
5番	古池洋子	6番	岩崎誠一	7番	國久博一
8番	山崎秀樹	9番	松井厚雄（会長）	10番	塩野鐘吉
11番	松宮俊幸	12番	吉村由美	13番	浦松勝己
14番	松尾豊				

欠席委員（1名）

1番 谷口雅弘

出席事務局

局長 小西守

次長 門野幸文

書記 木村光宏

宮本慶子

提出議案

議案第36号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進
計画（案）について

局 長

皆さんご苦労様です。

ただ今から、令和7年第12回おおい町農業委員会を開催いたします。

本日の日程についてご案内をさせていただきます前に1番谷口委員より欠席の連絡を受けております。また、推進委員におかれましては、木村委員・赤井委員の対象地区に案件があるため参集の通知を送付させていただきましたが、赤井委員から欠席の連絡を受けております。

本日の議案は、あらかじめ届けさせていただいております1議案を予定しております。

それでは開会にあたりまして、会長から開会のあいさつをいただきたいと存じます。

会長、よろしくお願いいたします。

会 長

本日は、令和7年第12回おおい町農業委員会を招集させて頂きましたところ、皆様方には、何かとお忙しい中、ご出席頂きまして誠にありがとうございます。

それでは、本日上程します議案について、慎重審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

局 長

ありがとうございました。このあとの議事進行につきましては、おおい町農業委員会会議規則第4条で会長が議長にあたることと規定されていますので、議事進行をよろしくお願いいたします。

[開 会]
議 長

それではただ今から議事に入ります。

本日の出席委員は、13名でございまして、おおい町農業委員会会議規則第6条の規定により会議が成立いたします。よって、お手元の会議日程に基づいて会議を進めさせて頂きます。

[日程 1]
議 長

日程1 会議録署名委員の指名についてであります、わたしのほうから指名させていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

議 長

それでは 5番 古池委員と 6番 岩崎委員 を指名

いたします。

[日 程 2]

議 長 日程2 議案第36号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案） について を議題といたします。

この案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、町長より農用地利用集積等促進計画案に対する意見聴取がありましたので、計画案に対する意見を求められているものであります。

なお、この案件につきましては、○番○○委員・○番○○委員にはおおい町農業委員会会議規則第10条 議事参与の制限の規定により、一時退席をお願いいたします。

退席される前にご意見等ございましたらお願いします。

（意見なし）

また、私も同じく一時退席となりますので、その間、早川職務代理に議長をお願いします。

早川職務代理 それでは、事務局から報告をお願いします。

局 長 はい、議長。

議案第35号は農地中間管理機構から受け手となる各農業者に貸し付けるにあたり、農用地利用集積等促進計画について町から意見を求められているものであります。詳細は書記に説明させます。

木村書記 はい、議長
（議案第36号資料説明）

3ページをご覧ください。今回の対象農地は本郷から父子の農地となっており、位置図は4ページから7ページです。

『農地中間管理事業の推進に関する法律』に基づき、福井県農地中間管理機構を通じて、33筆貸し付けるものでございます。

設定の始期ですが、すべて令和8年2月1日となっており、令和18年1月31日までの10年間の再設定でございます。

早川職務代理 ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますので、ご報告願います。

松尾委員 はい、議長。
こちらは18日に山崎委員と現地を確認いたしました。
いずれの農地も利用権が設定されることに問題ない農地であることを確認いたしました。よって、所有権移転は問題ないものと判断いたしました。

早川職務代理 ご報告ありがとうございます。
ただいまの事務局からの説明と農地委員さんからのご報告がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

〇〇委員 開始の期間が2月1日からとなっているのが、実際には令和7年に耕作するはずなんですよね。

木村書記 ご承知の通り、この農地につきましては、以前〇〇の〇〇〇さんが耕作されておられた田んぼでして、その田んぼを本来は、速やかに手続きすべきだったのですが、その農地について、一旦〇さんへ変更という形になりました。その後、〇さんが、土地の所有者さんと、合意解約という手続きを踏んだ後、今回こういった設定になりまして、事務手続きが遅くなりました。

〇〇委員 〇番からの〇〇さんは、以前からずっとしていると思うが。令和8年2月1日から10年ですか。

木村書記 令和7年中にはもう〇〇さんがされてたということですが、設定上は、令和8年の2月から10年という形でさせていただくことになります。

〇〇委員 ちょっとさかのぼって、10年をするわけじゃないということですね。

木村書記 はい。

早川職務代理 ご意見、ご質問がないようですが、ご異議はございませんか。

んか。

(異議なし)

早川職務代理

ご異議がないようでございますので、日程2 議案第36号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画(案) について、「特段の意見なし」として回答することといたします。

審議が終了しましたので、〇〇委員・〇〇委員・〇〇委員の入室をお願いします。それでは、議長職を会長と交替いたします。

議長

それでは、これをもちまして上程した全ての日程を終了いたします。慎重審議ありがとうございました。